

今宿中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定（令和6年3月14日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止の対策に関する基本理念》

- いじめは、どの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることに基づき、その防止に向けて全校で取り組みます。
- いじめを防止するには、特定の子どもの立場だけの問題とせず、地域、保護者、関係機関と連携し対応すると共に、学校教育全般を通じてその防止に取り組みます。
- 生徒自らが、安心して豊かに生活できる学校や集団を築くことができるように指導し、いじめを許さない生徒集団の実現に努めます。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策委員会

- ・ 学校長 ・ 副校長 ・ 教務主任 ・ 生徒指導専任 ・ 養護教諭 ・ 各学年主任

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加します。

※学年連絡会の開催時（週1回）開催します。

※いじめの疑いがある段階で、直ちに開催します。

※責任者（校長）は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。



未然防止・早期発見

- ・ 生徒会
- ・ P T A
- ・ 今宿まちとともに歩む懇話会
- ・ 学校、家庭、地域連携事業 等



指導・措置

- ・ 西部児童相談所
- ・ 旭区役所
- ・ 旭警察署
- ・ 横浜市教育委員会
- ・ 横浜総合相談センター 等

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- 学校教育目標の「人や社会と繋がる心」の具現化に向け、開発的な生徒指導を推進し、豊かな心の生徒を育みます。
- 生徒自身が主体的に「仲間はずれ、いじめ、暴力を起こさない学校」を築くことができるように、生徒の自治活動を推進します。
- いじめ防止に対しては、いじめ防止対策委員会を中心として組織的に、そして迅速に対応します。
- 地域、保護者との信頼関係を基に、連携して、いじめの防止に取り組みます。
- 命の教育（含 人権教育・道徳教育）を推進します。
- 生徒の社会性の育成を目指した活動を行います。
 - ・学校教育全体を通して社会性の向上を図ります。
 - ・自己有用感、自己肯定感を得る体験的学習を行います。
- 1 学年 ・校外学習 ・キャリア学習
- 2 学年 ・校外学習 ・キャリア学習
- 3 学年 ・修学旅行
- 全学年 ・地域清掃 ・ユニセフ学習と募金活動 ・ボランティア活動部 ・体育祭 ・紅葉祭
・人権講演会 ・あいさつ運動 ・他の学年行事
- 生徒の主体的ないじめ防止の取組を推進します。
 - ・「仲間はずれ、いじめ、暴力を起こさない学校」づくり
 - ・学級指導や道徳の時間のロールプレイングやワークショップなど
- 防犯教室（含 情報モラル教室、交通教室）を開催し、規範意識やいじめ防止の意識を高めます。
- より良い部活動集団の育成を目指します。
 - ・今宿中学校部活動心得 ・部活動顧問会

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見に努めます。
 - ・教育相談（年2回）※1年生（年3回）
 - ・いじめチェックリスト作成（年2回）
 - ・いじめ解決全市一斉キャンペーン
 - ・いじめ相談窓口
 - ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
 - ・いじめ防止に関するアンケート（年5回）
 - ・横浜市いじめ早期発見のための生活アンケート
 - ・YP アセスメント
 - ・いじめ防止対策委員会の定期開催
 - ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制の確認

③ いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会を中心に、迅速に、そして、組織的に対応します。
- 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。加害生徒には、事情や心情を正確に聴取し、再発防止に向けて改善プログラム等を実施し、適切かつ継続的に指導します。
- 教職員の共通理解、保護者の理解、必要に応じて警察署等関係機関、専門機関との連携の基に取り組んでいきます。

- 被害生徒の保護、継続的ケアを教職員の共通理解、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関等との連携を基に取り組んでいきます。
- 再発防止と被害生徒の安心、安全確保のために支援生徒集団の育成に努めます。
- 重篤かついじめが暴行等犯罪行為にあたと認められたときは、警察等の他機関と連携し対応します。加害生徒に、被害生徒の安全、安心確保のため別室学習、出席停止等の処置を講ずることもあります。

④ いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると捉えます。
 - ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに関わる行為が止んでいる状態から、3か月を目安に該当生徒が心身の苦痛を感じていないか本人・保護者に面談等により確認します。

⑤ 教職員等への研修

- いじめ防止や対応、より良い集団作り、カウンセリングマインドの向上を目的とした職員の研修を充実させます。
- スタンダードチェックと学校評価にいじめ防止対策の取組を加え、評価と改善を行います。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- 学校運営協議会や今宿中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を共有し、連携・協働して取り組みます。
- 小学校との連携
 - ・「人の心やからだで遊ばない」いじめ防止キャンペーン
 - ・「仲間はずれ、いじめ、暴力を起こさない学校づくり」標語コンクール
 - ・情報の共有化と対応

⑦ 取組の年間計画

月	活 動	月	活 動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策拡大委員会(1学期) 生徒指導研修①(校内生徒指導体制、いじめの定義、情報の記録と共有) いじめ防止アンケート① 教育相談① 授業参観 懇談会 	9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止アンケート③ 教育相談②
		10月	<ul style="list-style-type: none"> 紅葉祭
		11月	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 いじめ防止アンケート④ YPアセスメント②
5月	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 横浜市いじめ早期発見のための生活アンケート 小中ブロック研修会① 生徒指導研修②(特別支援教育研修) 生徒指導研修③(生徒理解研修) 体育祭 ボランティア活動部 新規登録説明会 	12月	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権週間 横浜市いじめ解決一斉キャンペーン ユニセフ学習 募金活動 あいさつ運動週間 三者面談②
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止アンケート② 1年生教育相談 いじめチェックリスト① 生徒総会 小中ブロック研修会 学校運営協議会①、学家地連総会 学校評価(前期) YPアセスメント① 	1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策拡大委員会(3学期) いじめ防止アンケート⑤ 教育相談③ いじめチェックリスト② 小中ブロック研修会③
		2月	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会② 学校評価(後期) 横浜こども会議(今宿中ブロック②)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談① 人権作文 横浜こども会議(今宿中ブロック①) 	3月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策拡大委員会(まとめ) 年度末の振り返り・次年度に向けて
8月	<ul style="list-style-type: none"> 横浜こども会議(旭区) いじめ防止対策拡大委員会(2学期) 小中ブロック研修会② 生徒指導研修④(自殺予防、登校支援) 	年間の取組 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会(通年週1回) あいさつ運動(通年週2回) スクールカウンセラーとの情報共有(通年週1回) スクールソーシャルワーカーとの情報共有(通年月1回) 道徳、人権教育の取組 	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告します。

【発生後の対応】

教育委員会への報告後、学校は教育委員会と協議しながら対応にあたります。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。